

第1条（会員）

会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社を東京レナウンファッションサークル会（以下「RFC」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

- (1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（RFC及びRFCと特約している加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いです。
- (2) (1)の均等分割払い・リボルビング払いを指定した場合の支払回数・分割払い手数料の料率は次の通りです。

①均等分割払い

支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。但し、①のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支 払 回 数 (回)	3	6	10	15	20
支 払 期 間 (カ 月)	3	6	10	15	20
実 質 年 率 (%)	12.20	13.86	14.57	14.87	14.95
利 用 代 金 1 0 0 円 あ た り の 手 数 料 の 額 (円)	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60

(例) 利用代金100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手数料 100,000円 × (6.80円 / 100円) = 6,800円

支払総額 100,000円 + 6,800円 = 106,800円

②リボルビング払い

弁済金は、会員が予め指定した支払額（コース）とします。

弁済金には、当該利用残高に対して実質年率15.00%の手数料を含みます。但し、平成19年7月10日以前利用分については当該利用残高に対して実質年率11.88%の手数料となります。また、利用残高に手数料を加算した額が、予め会員が指定した支払額未満になった場合は当該債務全額、利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、または会社の定める金額と毎月の所定支払額を合算し、お支払いいただきます。また、弁済金は、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、変更ができます。

なお、支払コースに対するリボルビング払いの利用可能枠は第6条の規定に定める利用可能枠の範囲内で、下記の通りです。新規入会者は（ ）内の利用可能枠となります。

弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
利用可能枠	150,000円	300,000円	450,000円 (300,000円)	600,000円 (300,000円)

(例) 利用残高100,000円（対象残高の利用日は平成19年7月11日以降）で10,000円支払いコースの場合

弁済金 10,000円

手数料充当分 100,000円 × (15.00% / 12ヵ月) = 1,250円

利用代金充当分 10,000円 - 1,250円 = 8,750円

第4条（規約の適用等）

会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。なお、本特約の変更は、その変更内容を通知、または新特約を送付した後に会員がカードを使用した場合、変更事項、または新特約が承認されたものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号